

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係 る特別措置に関する別冊

株式会社地域創生ホールディングス

制定：2023 年 1 月 4 日

改定：2024 年 1 月 22 日

目次

1 適用	1
2 適用期間	1
3 料金	1
4 特別措置割引	1

1 適用

- (1) この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る特別措置に関する別冊（以下「本別冊」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまに低圧で電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、本別冊の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本別冊の変更については、供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) 本別冊に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 適用期間

本別冊の適用期間は、2023 年 1 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までといたします。

3 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款に定める電力量料金は、4（特別措置割引）に定める割引額を差し引いたものといたします。

4 特別措置割引

割引額は、その 1 月の使用電力量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

イ 2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間に係る料金

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7.00 円（税込）
-------------	-------------	------------

ロ 2023 年 9 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間に係る料金

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.50 円（税込）
-------------	-------------	------------

ハ 2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間に係る料金

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.80 円（税込）
-------------	-------------	------------

制改定履歴

2023 年 1 月 4 日制定

2023 年 9 月 22 日改定

2024 年 1 月 22 日改定